

尼崎市物件指名業者選定基準

(この基準の趣旨)

第1条 この基準は、尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号。以下「規則」という。）第20条第1項の規定に基づき、本市が発注する物品の売買、役務の提供その他の契約（設計業務委託などの建設関連業務委託契約を除く。）（以下「物件」という。）に係る指名競争入札に参加させるべき者（以下「指名業者」という。）の選定について必要な事項を定めるものとする。

(選定の原則)

第2条 物件に係る指名業者の選定については、規則第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）のうちから選定するものとする。

2 前項の指名業者の選定に際しては、尼崎市公共調達基本条例（平成28年尼崎市条例第54号）第6条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を考慮し、原則として市内業者（本市市域内に主たる事務所を有する者をいう。）を優先して選定するものとする。ただし、当該契約の内容及びその必要に応じて、準市内業者（本市市域内に主たる事務所を有しないが、営業所等を有する者をいう。）、市外業者（市内業者及び準市内業者以外の有資格者をいう。）の順に選定することができる。

- (1) 発注しようとする物件の契約の種類、内容及び規模
- (2) 取扱品目の登録希望順位
- (3) 許認可等の有無
- (4) 当該契約の履行についての専門性、技術性及び適格性
- (5) 本市その他の官公庁における契約実績等
- (6) 経営等の状況
- (7) 指名の状況
- (8) 過去の入札における無断欠席の有無等
- (9) 開札日と同日に行われる同種の入札案件
- (10) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づく中小企業の保護育成
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(選定の特例)

第3条 災害その他の理由により緊急を要する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、有資格者以外の者を選定することができる。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、業者の選定に必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成28年10月21日から実施する。